

平成28年度第6回総会（月例）議事録

日 時	平成28年8月26日（金） 午前10時開会																
場 所	みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																
出席委員 （16名）	<p>松下 清美（会長代理）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>上四元 正昭</td> <td>仮屋 幸孝</td> <td>園山 一則</td> </tr> <tr> <td>弟子丸 宗一</td> <td>堂免 修</td> <td>豊留 辰男</td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td>中村 秀彦</td> <td>鳩宿 隆雄</td> <td>福永 大吾</td> <td>外園 義興</td> </tr> <tr> <td>堀之内 薫</td> <td>村山 利清</td> <td>脇田 サトエ</td> <td></td> </tr> </table>	有村 伊智博	上四元 正昭	仮屋 幸孝	園山 一則	弟子丸 宗一	堂免 修	豊留 辰男	永尾 寛	中村 秀彦	鳩宿 隆雄	福永 大吾	外園 義興	堀之内 薫	村山 利清	脇田 サトエ	
有村 伊智博	上四元 正昭	仮屋 幸孝	園山 一則														
弟子丸 宗一	堂免 修	豊留 辰男	永尾 寛														
中村 秀彦	鳩宿 隆雄	福永 大吾	外園 義興														
堀之内 薫	村山 利清	脇田 サトエ															
欠席委員 （3名）	横峯 明人 岩元 節朗 上入來 幸一（会長）																
事務局	<p>事務局長 川村</p> <p>主 幹 永野</p> <p>支局主任 引地、小山田、大小田、中村、吉永、稲付、陣ヶ尾、濱畑、吉村</p> <p>専門員 徳永</p> <p>主 査 栗須、内村、宇出津、山口、上原、河野、二俣、有田 原口、高橋</p> <p>主 任 村山</p>																
農政総務課	主 査 村田																
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更申請に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 6 非農地認定に関する件 7 農用地利用集積計画に関する件 8 耕作放棄地全体調査に伴う農地・非農地判定に関する件 9 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について 																
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 裁判所から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 																

議

長

開 会（午前10時00分）

定刻になりましたので、ただいまから、平成28年度第6回総会を開催いたします。

本日は会長が欠席のため、会長代理の私が議事進行いたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中16人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。

なお、欠席届が、横峯委員、岩元委員、上入来委員から出されています。

次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、鳩宿委員、弟子丸委員にお願いいたします。

今回は、部会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

それでは、議題の審議に入ります。

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1ページ～4ページ 10件	
議 長	<p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。 番号1号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：労力不足、権利の種別の内容：所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、19番委員お願いします。</p>
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。 番号2号、自作地交換、自作地交換、所有権移転、交換。 番号3号、自作地交換、自作地交換、所有権移転、交換。 補足説明を申し上げます。2番と3番の申請人の関係は、兄弟になります。 申請については、申請地にそれぞれ共有していた持分を交換します。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、8番委員お願いします。</p>
8 番 委 員	<p>ご報告します。 番号4号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号5号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 番号6号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 番号7号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。 番号8号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号9号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 本件ついて補足説明をさせていただきます。 耕作面積は0となっておりますが、渡人と受人の関係は、兄弟であります。 これまで受人は兄である渡人と一緒に耕作をしてきており、耕運機や田植機等農業機械も所有、又は兄から譲り受けるため、今回の農地の取得に当たっては特に問題はありません。 番号10号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。</p>

議	<p>長</p> <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目直しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」10件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地転用事業計画変更に関する件</p> <p>5ページ 1件</p>	
議	<p>長</p> <p>続きまして、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。</p> <p>議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」松元の番号5号の案件が、この事業計画変更に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。</p> <p>それでは、松元、5番委員お願いします。</p>

5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、許可日：平成28年3月25日、許可番号：農委第2785号32、権利の種別：農地法第5条事業計画変更、所有権移転売買、変更後の事業計画：貸駐車場、変更前の事業計画：貸資材置場、変更計画の概要：貸資材置場として需要が見込めなく貸駐車場へ事業変更。</p> <p>続きまして4条許可申請調書は9ページです。</p> <p>番号5号、転用目的・施設等：駐車場、貸駐車場978㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人畑、宅地、西…里道、南…他人畑、北…雑種地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から北東に約2.5kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請人は、申請地を平成28年3月25日付けで貸資材置場として5条許可を受けましたが、許可を受けた転用目的ではない貸駐車場に転用していたため、今回、事業計画変更と4条許可申請を行うものです。</p> <p>申請人に経緯を聴取したところ、許可を受けて、一旦は資材置場に転用し法人に貸し付けたものの、法人から、泥はねにより資材が汚れるなど利用に適さないため、従業員用駐車場として利用したいとの申し出があったことから、事業計画変更の手続きを経ないまま、駐車場として貸し付けたとのことでした。</p> <p>本件については、既に地目変更登記がなされ雑種地となっていますが、転用進捗状況報告書の提出がなく、農業委員会が転用完了を確認していないことから、今回の手続きを指導したものです。</p> <p>なお、申請人に対しては、代理人を通じ、今後このようなことのないよう指導しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条番号5号の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」番号5号の1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題3. 農地法第4条許可申請に関する件 6ページ～9ページ 5件	
議 長	<p>次に、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど松元の1件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の4件について審議していただききたいと思います。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：発電施設、太陽光発電698.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・西…他人田、南・北…宅地、他人田、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件につきまして補足説明をいたします。</p> <p>申請地は中山町にある自宅の裏側にあつて、今回太陽光発電として転用をするものです。</p> <p>規模としまして太陽光パネル216枚、49.5キロワットの電力を供給する予定です。これは1世帯あたり年間5,000ワットとした場合、約10世帯分の電力に当ります。</p> <p>九電には平成26年10月に申込を行い、同年11月に経済産業省の認定を受け、28年1月に「工事費負担金請求書」が添付されており、許可要件を満たすものでありますのでやむを得ないものと判断いたしました。</p> <p>番号2号、農家住宅、住家1棟117.32㎡、庭敷地等210.68㎡、東…他人畑、西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして補足説明をいたします。</p> <p>申請人は農業経営を行っており、今回必要最低限の面積を転用し農家住宅を建築するとのことで申請があつたものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、17番委員お願いします。
1 7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、倉庫、倉庫1棟43.32㎡、通路等101.68㎡、東・北…本人畑、西…市道、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、19番委員お願いします。

19番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、駐車場、貸駐車場428.00㎡、東…県道、西…貸人田、南…水路、北…宅地、境界…L型擁壁、雨水…自然流下。</p> <p>補足説明を申し上げます。</p> <p>申請地は県道蒲生線沿いにあります。</p> <p>今回の申請は、隣接する土地に保育園があり、運営している社会福祉法人が借り受けて、主にこの保育園の送迎用の駐車場として利用するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「17番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、17番委員どうぞ。</p>
17番委員	<p>番号2ですが、農家住宅というのは何ですか。農家住宅という特別なものがあるのですか。</p>
谷山支局	<p>農家住宅というのは、農業をやっている方、10a以上経営されている方が住家を建てる場合は農家住宅となります。一般住宅というのは、農業をされていない方が農地を買って、大体500㎡以内という規定がございますが、事業計画を立てるとというのが一般住宅になります。</p>
5番委員	<p>農家住宅というのは、概ね500㎡の家と倉庫を作って、農業をしている場合は農家住宅としてできます。</p>
議長	<p>農家住宅の場合は、約1,000㎡許可が出ます。一般住宅の場合は概ね500㎡という規制がありますが、農家住宅の場合、倉庫、車庫などがある関係で1,000㎡まで許可になります。</p>
17番委員	<p>わかりました。</p>
16番委員	<p>この方の経営面積はいくらですか。</p>
谷山支局	<p>耕作面積は約1,600㎡でございます。</p>
16番委員	<p>わかりました。</p>

7 番 委 員	今の件で、1, 600㎡と言われましたが、本市の農家の面積は、2, 000㎡ないと農家住宅はできないのではないですか。
事 務 局	只今のご質問についてですが、2, 000㎡というのは、農地を取得する際の下限面積のことでございます。農家という取扱いにつきましては、1, 000㎡の農地を耕作していれば、農家として取り扱っております。
7 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、議題3。「農地法第4条許可申請に関する件」4件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題4. 農地法第5条許可申請に関する件 10ページ～18ページ 20件	
議 長	次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、本庁、16番委員お願いします。
16番委員	ご報告します。 番号1号、権利の種別：使用貸借権、設定、転用目的・施設等：一般住宅、住家1棟65.83㎡、庭敷地等88.17㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、西・北…他人畑、南…公園、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…公共下水道。
議 長	次に、谷山、9番委員お願いします。

9 番 委 員

ご報告します。

番号2号、所有権移転、売買、建売住宅、住家5棟311.75㎡、通路187.57㎡、庭敷地等610.68㎡、東・南…里道、西…宅地、北…水路、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…公共下水道。

この件につきまして、補足説明をいたします。

申請地は既に砂利が入っていたことから、代理人を通じて始末書の提出を求め、このようなことがないように厳しく指導を行ったところです。

番号3号、所有権移転、売買、発電施設、太陽光発電969.00㎡、東・西…雑種地、南…里道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。

この件につきまして、補足説明をいたします。

申請地は五ヶ別府町細田口地区にあり、以前ゴミの最終処分場ということで埋め立てられ、農地として還元されたところでもあります。

今回発電施設として太陽光パネル320枚、99.2キロワットの電力を供給する予定です。これは1世帯あたり年間5,000ワットとした場合、約20世帯分の電力に当たります。

今回は50キロワットを越える、いわゆる「高圧」に該当するものであり、平成27年2月に申込を行い、同年12月に経済産業省の認定を受け、28年3月に「系統に係る契約書の写し」が添付されており、許可要件を満たすものでありますのでやむを得ないものと判断いたしました。

番号4号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟85.50㎡、庭敷地等163.50㎡、東…別件5条申請地、西・北…市道、南…渡人田、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。

番号5号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟122.45㎡、庭敷地等126.55㎡、東…宅地、西…別件5条申請地、南…渡人田、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。

番号6号、所有権移転、贈与、駐車場、貸駐車場458.00㎡、東・西…宅地、南…別件5条申請地、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。

番号7号、所有権移転、贈与、通路190.00㎡、東…私道、西…宅地、南・北…宅地、別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…私道側溝。

番号8号、所有権移転、贈与、駐車場、駐車場131.00㎡、東…宅地、西・南…水路、北…別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。

この番号6, 7, 8の3件につきまして、補足説明をいたします。

申請人と土地の所有者は親子関係にあり、番号6は申請人が経営する法人が近くにあつて、そこへ従業員の駐車場として貸し付けるものです。

番号8は現在ある自宅駐車場が狭隘になったため転用するもの、番号7は番号6と8への通路とするものです。

なお、駐車場については既に砂利を敷き詰め、通路についてはアスファルト舗装を行っていることから申請書は始末書付きで提出されており、代理人を通じて指導を行うとともに今回の許可申請はやむを得ないものと判断しました。

番号9号、所有権移転、売買、建売住宅、住家1棟62.08㎡、庭敷地等220.92㎡、宅地分譲709.00㎡、東…水路、西…市道、渡人畑、南…宅地、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。

番号10号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟72.87㎡、庭敷地等453.13㎡、東…水路、西…雑種地、南…他人田、北…市道、水路、境界…

	<p>ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号11号、所有権移転、売買、建売住宅、住家11棟686.09㎡、通路301.00㎡、庭敷地等1,650.91㎡、東…里道、西・南…市道、北…他人畑、雑種地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして、補足説明をいたします。</p> <p>申請地は中山町の永田川沿いにあり、今回建売住宅11棟を建築するものですが、区域内に含まれる里道は付け替えを行うものであります。</p> <p>番号12号、所有権移転、売買、建売住宅、住家10棟629.48㎡、通路639.00㎡、庭敷地等1,632.52㎡、東…別件5条申請地、西…宅地、市道、南・北…山林、宅地、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号13号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場1,663.00㎡、東…渡人畑、西…別件5条申請地、南…山林、原野、北…山林、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この番号12と13につきまして、事務局から補足説明をいたします。</p>
議 長	事務局より補足説明をお願いします。
谷 山 支 局	<p>それでは番号12, 13について、補足説明をいたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は山田町の山田交差点から入って谷山北中学校の北側に位置します。</p> <p>(以下、図面と照らしながら説明)</p> <p>計画によりますと、番号12は黄色く塗られた農地部分に建売住宅10棟を建築するものです。</p> <p>番号13は黄色く塗られた農地部分を資材置場とするものです。</p> <p>この資材置場への侵入口はここからになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	続きをお願いします。
9 番 委 員	<p>番号14号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟60.45㎡、庭敷地等149.55㎡、東…里道、西・南…渡人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号15号、所有権移転、売買、建売住宅、住家11棟631.57㎡、通路476.10㎡、庭敷地等1,488.33㎡、東…宅地、里道、西…市道、南…里道、水路、北…宅地、水路、渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号16号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場4,096.00㎡、東…市道、西・南・北…山林、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この番号16につきまして、事務局から補足説明をいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	事務局より補足説明をお願いします。

<p>谷山支局</p>	<p>それでは番号16について、補足説明をいたします。(図面掲示) 申請地は先程の番号12, 13の上側と申しますか、隣接ではないんですけども山田町の旧最終処分場跡地から入ったところに位置します。備考欄にありますような建築、土木工事用資材の置場として転用をするものです。 (以下、図面と照らしながら説明) 農地部分についてはここにある3筆ありますが、この山林は昔シラスを採取したところで、前面のこの道路から出入りが出来る状態まで切り下げています。ここの農地につきましてもシラスにより埋め尽くされており、今回始末書付きで許可申請がなされたものです。 面積は広いですが、これ以上の土地の上げ下げは行わず現状のまま使用するため都市計画法の縛りは受けません。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、吉野、17番委員お願いします。</p>
<p>17番委員</p>	<p>ご報告します。 番号17号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟140.77㎡、庭敷地等246.23㎡、東…宅地、西…他人畑、南…渡人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。 番号18号、所有権移転、売買、建売住宅、住家9棟531.93㎡、通路314.00㎡、庭敷地等1,410.07㎡、東…宅地、西…他人畑、南…市道、北…他人畑、渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、松元、5番委員お願いします。</p>
<p>5番委員</p>	<p>ご報告します。 番号19号、所有権移転、売買、建売住宅、住家10棟539.04㎡、通路369.00㎡、庭敷地等1,880.96㎡、東…宅地、西…水路、南・北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。 番号20号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟94.81㎡、庭敷地等242.19㎡、東…宅地、西…渡人畑、南…里道、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。 以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「18番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、18番委員どうぞ。</p>
18番委員	<p>12ページの番号9ですが、住家1棟、庭敷地等で283㎡なるのですが、宅地分譲709㎡というのは、どれになりますか。</p>
谷山支局	<p>番号9につきましては、備考欄に隣接する宅地と一体利用ということで、この転用をする農地と、隣に宅地がございます、その部分が2区画の宅地分譲ということになっております。</p>
18番委員	<p>わかりました。</p>
16番委員	<p>15ページ番号16ですが、農業委員会としてはこの転用面積の分だけを審議をすればいいということになりますか。</p>
事務局	<p>番号16の転用する面積につきましては、3筆、885㎡が農地でございます。隣接する山林と合わせて4,096㎡で、計画として利用する全ての面積は4,096㎡なのですが、審議する案件につきましては、この農地についてを判断していただくところです。</p>
16番委員	<p>わかりました。</p>
7番委員	<p>番号12、15、19は、田の一部が転用になっていますが、残地の利用はどんな形になっていますか。</p>
谷山支局	<p>番号12につきましては、先程申しましたように、残地も転用になります。建売住宅の部分と資材置場の部分になります。</p>
7番委員	<p>建売住宅と作って、隣が田んぼというのは、一部だけを利用して本当に田んぼが耕作できる状態で残るのかというのを聞きたいです。一部転用をする目的があるのですか。</p>
谷山支局	<p>番号12、13につきましては、残地が農地で残るということはないです。番号15につきましては、田んぼで残ることになります。</p>

7 番 委 員	本当に耕作できるのか聞きたいです。住宅をすることによって、水路関係が破壊されませんかということが前提条件にあります。本当に田んぼが作れますか。これだけの転用面積があれば、破壊されるのではないかと思います。
谷 山 支 局	残地の問題につきましては、耕作するというで聞いてはおります。なぜ一部になるかというのは、その開発区域の関係で、どうしても残ってしまうと部分が出てくるものでありますので、当然所有者のものということになります。耕作するというで聞いておりますので、間違いのないと思います。
7 番 委 員	わかりました。
1 6 番 委 員	今の件ですが、田んぼを今後も耕作するというでしたが、そこに当然水が必要になるわけです。その水路などというのは、ちゃんと確保されているかというのが7番委員の主張だったんですが、そのところはどういうふうに見られたのでしょうか。
谷 山 支 局	これまでも谷山の方で畑地も含めてたくさんの転用が出てきております。そういう田んぼの用水路につきましては、必ずその時に確認をして、確保ができないものについては、申請をしないように指導もしております。今回の件につきましても、ちゃんと確保するように確認はしておりますので、念のため申し上げます。
1 6 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」20件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

議題 5. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件 19 ページ～21 ページ 4 件	
議 長	<p>次に、議題 5. 「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>吉田、桜島、喜入地区に合意解約の通知が出ております。 委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>(しばらく経ってから)</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題 5. 「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件」4 件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
議題 6. 非農地認定に関する件 22 ページ～25 ページ 8 件	
議 長	<p>次に、議題 6. 「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本庁、16 番委員お願いします。</p>
16 番委員	<p>ご報告します。 番号 1 号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約 50 年経過、現況山林。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、9 番委員お願いします。</p>
9 番委員	<p>ご報告します。 番号 2 号、調査結果：庭敷地として 46 年経過、現況宅地。 番号 3 号、調査結果：雑木自然繁茂、約 60 年経過、現況山林。 番号 4 号、調査結果：2159-2：雑木自然繁茂、約 50 年経過、現況山林。 2214：孟宗竹、雑木自然繁茂、約 50 年経過、現況山林。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、17 番委員お願いします。</p>
17 番委員	<p>ご報告します。 番号 5 号、調査結果：雑木、唐竹自然繁茂、約 10 年経過、現況山林。 以上です。</p>

議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、調査結果：通路として約50年経過、現況道路。</p> <p>番号7号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号8号、調査結果：1574-4：通路として約40年経過、現況道路。1587-2：杉、孟宗竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6。「非農地認定に関する件」8件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題7. 農用地利用集積計画に関する件</p> <p>26ページ～38ページ 26件</p>	
議 長	次に、議題7。「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。それでは、事務局から報告をお願いします。

<p>事 務 局</p>	<p>議題7.「農用地利用集積計画に関する件」についてご説明申し上げます。 26ページをお開きください。</p> <p>「議案第7号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成28年8月31日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権10件13,307.00㎡、うち新規7件5,314.00㎡、賃借権16件23,994.00㎡、うち新規10件15,812.00㎡、合計26件37,301.00㎡、うち新規17件21,126.00㎡となっております。</p> <p>次に27ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間10年が4件、5年から10年未満が3件、1年から3年未満、3年、5年が各1件となっております。</p> <p>次に28ページをお願いします。</p> <p>これは、26ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に10年が9件、5年が4件、3年が2件、5年から10年未満が1件となっております。</p> <p>次に29ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権21筆、賃借権27筆、計48筆。面積は、田15,727.00㎡、畑21,061.00㎡、樹園地513.00㎡、計37,301.00㎡うち更新分は、16,175.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は26人。うち更新分は9人となっております。</p> <p>次に30ページから38ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 8. 耕作放棄地全体調査に伴う農地・非農地判定に関する件	
別冊資料 2 124件	
議 長	<p>続きまして、議題 8. 「耕作放棄地全体調査に伴う農地・非農地判定に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。</p> <p>まず、谷山、9 番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。2 から 3 ページです。</p> <p>調査筆数：27 筆、現況確認日：平成 28 年 7 月 19 日、農地・非農地の判断結果：真竹、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、伊敷、4 番委員お願いします。</p>
4 番 委 員	<p>ご報告します。4 ページです。</p> <p>調査筆数：10 筆、現況確認日：平成 28 年 7 月 26 日、農地・非農地の判断結果：ゴキ竹、孟宗竹、コサン竹、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、吉野、17 番委員お願いします。</p>
17 番 委 員	<p>ご報告します。5 ページです。</p> <p>調査筆数：16 筆、現況確認日：平成 28 年 7 月 19 日、農地・非農地の判断結果：14 筆が杉、唐竹、雑木自然繁茂、現況山林により非農地、2 筆が不耕作により現況農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、東桜島、事務局お願いします。</p>
東 桜 島 支 局	<p>ご報告します。6 ページです。</p> <p>調査筆数：11 筆、現況確認日：平成 28 年 7 月 22 日、農地・非農地の判断結果：雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、吉田、19 番委員お願いします。</p>
19 番 委 員	<p>ご報告します。7 ページです。</p> <p>調査筆数：8 筆、現況確認日：平成 28 年 7 月 27 日、農地・非農地の判断結果：杉、孟宗竹、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、桜島、2 番委員お願いします。</p>

2 番 委 員	<p>ご報告します。8ページです。</p> <p>調査筆数：15筆、現況確認日：平成28年7月14日、農地・非農地の判断結果：雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、喜入、8番委員お願いします。</p>
8 番 委 員	<p>ご報告します。9ページです。</p> <p>調査筆数：20筆、現況確認日：平成28年7月26日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、雑木、雌竹自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、松元、5番委員お願いします。</p>
5 番 委 員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>調査筆数：5筆、現況確認日：平成28年8月16日、農地・非農地の判断結果：4筆が杉、孟宗竹、雑木自然繁茂、現況山林により非農地、2筆が梅植付中により現況農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、郡山、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。11ページです。</p> <p>調査筆数：11筆、現況確認日：平成28年7月21日、農地・非農地の判断結果：杉、竹、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「7番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、7番委員どうぞ。</p>
7 番 委 員	<p>非農地判断の時は、農業委員は1名でもよかったのですか。</p>
事 務 局	<p>農業委員は1名以上となっておりますので、1名でまわっている所もごさいます。</p>
7 番 委 員	<p>わかりました。</p>

議	長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「耕作放棄地全体調査に伴う農地・非農地判定に関する件」、124件につきましては、調書のとおり判定することに決定いたします。</p>		
議題9. 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について 別冊資料3				
議	長	<p>続きまして、議題9.「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」を審議します。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>		
事	務	局	<p>別冊資料3の議題9.「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」ご説明いたします。</p> <p>1ページをお開きください。</p> <p>先月の総会において協議していただいたものをまとめました。</p> <p>意見の提出内容ですが、4項目ありまして、</p> <p>1番 有害鳥獣被害対策について</p> <p>2番 農道及び里道・水路等の整備、維持管理等について</p> <p>こちらに関しましては、先月の協議の中で里道も含めた形でとの意見が出ましたので、里道を加えております。</p> <p>3番 活動火山周辺地域防災営農対策事業の補助事業施設に係る償却資産税の減免について</p> <p>4番 農業の魅力発信について</p> <p>となっております。</p> <p>次の2ページから3ページは意見の内容となっております。</p> <p>文言等は、2番の農道及び里道・水路等の整備、維持管理等についてに関しまして、先月お示ししましたものに「里道」を加えた形で修正してあります。</p> <p>あとの1番、3番、4番につきましては、変更はございません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>	
議	長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>		
1	6	委	員	<p>市に対する意見の提出について、何名の方が意見書を提出されたのですか。</p>

事務局	人数は把握していませんが、地区推進協議会の中で、それぞれ地区から上げられたものを取りまとめて報告していただいて、取りまとめたものになります。全支局からこの意見の提出がなされております。
16番委員	それぞれの支局からということですが、それぞれの支局に何人の方が意見書を出されたのか、それもぜひ、後ほどで結構ですので教えて下さい。それぞれ苦労されて提出をしているわけですので、全て出された意見については、だぶっているとかいうのはきちんと整理をすればいいわけですが、全く提出された方の意見が市に対して上がっていかないというようなことがあってはならないと私は思うので、今後はそういう方針でやっていただきたい。それから、この提出について、最終的にどの期間でいきますか、この総会に出すまでには運営連絡会で、どれとどれを市に提出するかといったようなことを決めた上で、それをここに出しているのですか。
7番委員	そうではないです。先月総会で審議して、これに絞りました。
議長	まず皆様方の要望が上がってきます。それを事務局でまとめていただいたのを、運営連絡会で審議します。やはり意見がだぶったりしますので、ある程度まとめます。要望事項としたら4件位で絞りたいというのがありますので、皆様方の意見が多かった分、なるべく16番委員がおっしゃるように皆様方の意見はお伝えしたいと思いますが、皆様の意見をまとめて、総会でお諮りして修正をかける。またその次の総会でこういうふうに直しましたけど、これでいいですかということで、今回はそれを経た文章を市長に方に出したいということで、確認の今日の提出ですのでよろしくお願いします。
16番委員	第5回の総会で、「鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について」ということで、提出されましたよね。その中に報告してあることについて全く同じというふうにはなっていないですね。
7番委員	農道のところに里道を追加してますよね。
16番委員	第5回の総会の中で、中身についてはどれとどれを提出するかということについてははっきりしていなかったと思います。ですから第5回では、「遊休農地解消対策について」とこの件について、どうしてこれを削ったのですか。
議長	検討して結果これでよろしいということで今回上がっているんです。だから今回はこの確認のために出ているのです。先月の総会の時点で決定してるんです。先程言いましたとおり、皆様方から要望があったものについては、文章を変更してございます。今日は確認の上の提出なんです。

1 6 番 委 員	<p>第5回の総会の中では、5点ありまして、3番目に「遊休農地解消対策について」と項目があるのですが、これがなぜ第6回の総会の議案の中に抜けているのですか。第5回で決めたというのであれば、第6回でもその通り載っていなければいけないのではないですか。</p>
議 長	<p>先月の議事録をここで読上げたいと思います。</p> <p>(第5回総会の議事録を読み上げる)</p> <p>議長の方の決定で、今回は遊休農地対策は外してあります。これは、先月の総会での決定事項ですので、それで通してもらいたいと思います。よろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題8、「鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について」は、この4件を提出したいと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 裁判所から照会のあった農地等の現況について 39ページ 1件	
議 長	報告事項1「裁判所から照会のあった農地等の現況について」 それでは、吉野、17番委員お願いします。
17番委員	報告します。39ページです。 照会日：平成28年8月4日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：買受適格証明を有する者に限らない。平成28年8月16日に鹿児島地方裁判所へ報告済。 以上です。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 40ページ～42ページ 18件	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 事務局の報告をお願いします。
事 務 局	40ページをお開きください。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は18件です。 登記地目別では、田17筆、12,828.00㎡。畑29筆、21,354.91㎡。合計46筆、34,182.91㎡となっております。取得した事由別数は、相続が18件。権利の種別は、所有権が18件。農業委員会によるあっせん等は、無が18件となっております。 41ページから42ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。
3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 43ページ～48ページ 18件	
事 務 局	43ページをお開きください。 報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係は、店舗等が1件となっております。 第5条関係では、多い順に一般住宅が12件、その他が4件、駐車場が1件、合計17件となっております。 44ページは、4条関係1件、45ページから48ページは、5条関係17件の内容です。お目通しをお願いいたします。

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>〔「7番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、7番委員どうぞ。</p>
7 番 委 員	<p>先程事務局から非農地認定については、農業委員は1名でいいということでしたが、裁判所からの照会については3名ということで従来からやっているわけですよ。農業委員も半分に減ったことだし、3名を2名に減らせないのでか。非農地認定が1名でよければ、1名減らして2名でもいいのではないかと思いますがいかがですか。2名しかいないので他の支局から応援をもらわなければならないわけですので、見直せばいいのではないかと思いますがいかがですか。</p>
議 長	<p>先日法務局につきましては、現地調査は農業委員3名となっているという文書を皆様方にお配りしたと思います。そこを2名にして欲しいという要望ですね。</p>
7 番 委 員	<p>農業委員も半分に減ったのだから、そういうところから見直すべきではないですか。</p>
5 番 委 員	<p>私たちも大変なんです。松元から小山田に行ったり、小山田から松元に行ったりしないといけないです。</p>
事 務 局	<p>この法務局照会につきましては、先般通達があるということでお示したところであったんですが、通達で農業委員3名以上ということで、農業委員会に対しては、農林水産省からの通達、あと法務省の方から通達が出ているのですが、これが出たのが昭和56年で、この時期にいろいろと非農地の登記が出て、その申請に基づいて、簡単に非農地になるということで国等に苦情が出て、それに対して法務局に非農地の申出がきた分については、農業委員3名以上ですとなっています。</p>
7 番 委 員	<p>それはわかった上で聞いているんです。そこは見直すように要請してくださいということを私は言っているんです。</p>
事 務 局	<p>おっしゃることはよくわかりますが、この法務局からの照会に対する非農地にする回答は、非農地として認めた場合は、そのまま非農地になりますし、非農地とならない場合は、原状回復命令を出さないといけないことになりますので、そういった場合にはできるだけ多くの方が見ていただいて、報告事項で議題に上りませんので、慎重を期するということからなっています。要望としてはあると思います。</p>
7 番 委 員	<p>そういうことを言っているのではないです。</p>

議 長	<p>私の方でまとめたいと思います。</p> <p>たしかに7番委員が言われるように、農業委員は半数になりました。ほとんど各地区隣接の地区から応援をもらわないと、法務局の確認はできないというのが只今の現状です。農業委員の定数の減につきましては、今年度4月1日からでした。3名というのが昭和56年とおっしゃいました。それを現状にあった2名に変更できないかというのは、鹿児島市が声を上げて、県下に声をかける、上の方に繋ぐという形で、その辺を堂々と上げていくようにやっていきたいと思います。それがいつになるかわかりませんが、今のところは法で法務局の方は3名となっています。それが変更になるために努力したいと思います。それまでは3名ということでご承認いただきたいと思います。よろしいですか。</p>
7 番 委 員	<p>理解しています。理解しているから事務局として、農業会議の中でもいいので減らす方向で検討してくださいということです。</p>
議 長	<p>これはやはり事務局もですが、我々農業委員から出さないといけないと思います。農業委員会が変えてもらいたいということをお願いしていきたいと思います。</p>
7 番 委 員	<p>わかりました。</p>
事 務 局	<p>7番委員が言われることはよくわかりますが、これは全国的な制度で通知も3名であるようにいうことになっていますし、法務局に確認を取ったら3名でということなので、現行の制度では3名でいくしかないということです。おっしゃられるように、農業会議とかそういうところに話をして、少ない人数でできるようにできないかというふうにしていきたいと思います。</p>
9 番 委 員	<p>農業委員3名ですけど、推進委員もできるようにしてもらえればありがたいと思います。</p>
7 番 委 員	<p>農業委員と決まっているんですね。</p>
議 長	<p>この件につきましては、農業委員3名以上となっています。また話し合いをして変えられるものは変えていくように努力したいと思います。よろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前11時20分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>平成28年度 農業委員会県外視察研修についてという資料をご覧ください。 平成28年度の県外視察研修についてご説明いたします。</p> <p>1 日程ですが、10月31日(月)から11月2日(水)までの3日間となっております。</p> <p>2 研修内容は、農業委員会活動等状況調査及び現地研修、遊休農地対策・担い手への支援・6次産業化対策、農業委員会の活動などがございます。</p> <p>3 参加人員は、運営連絡委員1名を含む農業委員7名、農地利用最適化推進委員6名、事務局職員2名の計15名です。</p> <p>4 視察先は、埼玉県滑川町農業委員会、栃木県鹿沼市農業委員会、日光ブランド情報発信センターほかでございます。</p> <p>5 説明会ですが、10月の総会終了後に説明会を開催し、注意事項の説明などを行います。総会前の10月地区推進協議会において、資料は事前に支局を通じてお配りする予定です。</p> <p>6 人選ですが、農業委員は9月総会后、運営連絡委員除く6名の人選を行います。農地利用最適化推進委員は、9月地区推進協議会で希望者を募ります。ただし、人数を超えた場合は、同じ地区の農業委員が代表者となり、9月総会后にくじで推進委員の参加者を決めます。</p> <p>7 研修報告は、12月27日の合同委員会で行っていただきます。</p> <p>8 研修報告者については、3日間の研修終了後、空港到着時に決めたいと思います。代表で農業委員から1名、農地利用最適化推進委員から1名選出します。</p> <p>9 その他ですが急遽キャンセル等で欠員が生じた場合は、同じ地区内で対応していただくか、若しくは10月の総会において、最後の参加者を募る予定です。</p> <p>資料裏面は、3日間の行程表の案と、次のページはルートの地図となっておりますので、後ほどお目通しください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>先日各地区推進協議会において、農業委員会だよりの編集委員になられた方につきましては、この総会終了後4階事務局内の農業委員室で第1回編集会議を開催いたしますのでお集まりください。</p> <p>・平成28年度第7回総会(月例)開催日時は、 9月28日(水)午前10時00分開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会 (午前11時25分)</p>